

秋田県第二種特定鳥獣管理計画（素案）
（第6次ツキノワグマ）

秋田県
令和7年3月

目次

第1	管理計画の策定に当たって	- 1 -
1	計画策定の目的及び背景	- 1 -
	(1) 計画策定の目的	- 1 -
	(2) 計画策定の背景	- 1 -
2	対象鳥獣	- 2 -
3	計画期間	- 2 -
4	対象地域	- 2 -
5	現状	- 2 -
	(1) 生息動向	- 2 -
	(2) 生息環境	- 4 -
	(3) 被害状況	- 4 -
	(4) 捕獲状況（図7、8）	- 5 -
6	計画の評価と改善	- 5 -
	(1) 第1次計画：平成15～18年度	- 5 -
	(2) 第2次計画：平成19～23年度	- 5 -
	(3) 第3次計画：平成24～28年度	- 6 -
	(4) 第4次計画：平成29～令和3年度	- 6 -
	(5) 第5次計画：令和4～6年度	- 7 -
7	管理の目標及び評価指標（図9）	- 7 -
	(1) 地域個体群の安定的な維持	- 8 -
	(2) 生活環境被害の軽減	- 8 -
	(3) 農林畜産業被害の軽減	- 8 -
8	施策の方針	- 9 -
第2	管理の推進（図9）	- 9 -
1	被害防除	- 9 -
	(1) 防除・排除地域における食べものの適正管理	- 9 -
	(2) 出没抑制のための環境整備	- 10 -
2	個体群管理及び分布管理	- 10 -
	(1) 捕獲の考え方	- 11 -
	(2) 捕獲圧の管理	- 12 -
3	普及啓発	- 13 -
	(1) 秋田県庁出前講座等を活用した普及啓発	- 13 -
	(2) 防除に係る研修	- 14 -
	(3) 市街地出没への備え	- 14 -

4	モニタリング	- 15 -
	(1) 地域個体群の安定的な維持	- 15 -
	(2) 生活環境被害の軽減	- 15 -
	(3) 農作物被害の軽減	- 15 -
5	その他管理の推進に必要な事項	- 15 -
	(1) 生息環境管理	- 15 -
	(2) 人身被害や家畜被害などの重大事案への対応	- 16 -
	(3) 県民に対する注意喚起	- 16 -
	(4) 体制の整備	- 17 -
	(5) クマを人の生活圏に近付けないための取組	- 18 -
	(6) 指定管理鳥獣捕獲等事業	- 19 -
第3	計画の実施に向けて	- 19 -
1	合意形成	- 19 -
2	各機関、団体等の果たす役割	- 20 -
	(1) 県	- 20 -
	(2) 市町村	- 20 -
	(3) 野生鳥獣保護管理対策検討委員会	- 20 -
	(4) 狩猟者団体	- 21 -
	(5) 警察	- 21 -
	(6) 地域住民	- 21 -

第1 管理計画の策定に当たって

1 計画策定の目的及び背景

(1) 計画策定の目的

県内に生息するツキノワグマについて、科学的・計画的な管理を実施することにより、地域個体群の長期にわたる安定的な維持に配慮しながら、人身被害の防止及び農林畜産業被害の軽減を図り、人とツキノワグマとが共存する秋田県において棲み分けを実現することを目的とする。

(2) 計画策定の背景

ツキノワグマは本州及び四国地方の森林生態系を構成する大型哺乳類のひとつである。また、今日までマタギ文化が継承され、かつ、山菜採り文化が根強い本県においては、人々にとってツキノワグマは身近な存在であり、暮らしや文化と密接に関わってきた動物でもある。このため、生物多様性保全上も、文化的にも、ツキノワグマ個体群を将来にわたって安定的に維持していくことは重要である。本県は県土の70%超を占める84万haが森林地域であり（令和4年度）、野生鳥獣の良好な生息域が広がっているほか、昭和50年代から奥山を中心として実施してきた生息調査の結果からも、現在、本県のツキノワグマの生息状況はかなり安定していると考えられる。なお、「秋田県版レッドデータブック2020」においてツキノワグマを「継続観測種」と定めており、今後も生息動向のモニタリングを通じ、個体数や分布などの生息状況を注視しながら、個体群の安定的な維持を目指す。

一方で、近年、人の暮らし方の変化や人口減少などが急速に進み、人とツキノワグマとの距離が縮まり、両者が隣接、若しくは重複しながら生活するような状況になっている。その結果、人の生活圏における出没や人身被害の発生、農作物被害の増加など、あつれきが増大している。こうした背景を踏まえ、本県では令和2年3月に「秋田県野生鳥獣管理共生ビジョン」（以下、「共生ビジョン」という。）を策定し、基本理念である「地域社会が結束し、人とツキノワグマとが棲み分けしながらともに歩む秋田」を目指し、各種取組を進めてきた。

人とクマ類（ツキノワグマ及びヒグマ）との距離が縮まっているのは本県だけの課題ではなく、全国的な現象である。「環境省レッドリスト2020」において、ツキノワグマは西日本の4地域個体群と下北半島の地域個体群が「絶滅のおそれのある地域個体群」とされているが、これらの個体群においても分布の拡大と個体数の回復が見られ、市街地出没などの問題が生じてきている（四国地方を除く）。こうした中、令和5年度には北東北を中心に人の生活圏に対するクマ類の出没が相次ぎ、人身被害件数が過去最多を記録するなど、甚大な被害が発生した。このようなあつれきの増大は、クマ類の分布拡大や個体数の

増加が背景とされ、令和6年2月には環境省の「クマ類保護及び管理に関する検討会」において、「クマ類による被害防止に向けた対策方針」（以下、「対策方針」という。）が取りまとめられた。この対策方針を受け、同年4月には鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」という。）施行規則の改正により、四国の地域個体群を除き、クマ類が指定管理鳥獣に指定された。このことによって都道府県は、クマ類の管理計画の策定や各種モニタリング、捕獲事業、緩衝帯整備等の出沒抑止事業、出沒対応体制の構築などの様々な対策に国からの支援を受けられることとなった。さらに、同年9月に環境省から示された「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン補足資料」により、個体群管理に関する考え方が、従来の「個体群を安定的に維持又は回復させる」から、「個体群を安定的に維持しつつ、人との軋轢軽減を図ることができる個体数に管理する」へと変更された。

こうした時代の変化を踏まえながら、共生ビジョンに基づき、県内におけるツキノワグマ地域個体群の安定的な維持と被害対策を推進し、人とツキノワグマとの棲み分けを実現するため、秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第6次ツキノワグマ）を定める。

2 対象鳥獣

県内に生息するツキノワグマ（*Ursus thibetanus*：以下、「クマ」という。）とする。

3 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

ただし、計画の期間内であっても、生息状況及び社会状況に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行う。

4 対象地域

県全域とする。ただし、国指定鳥獣保護区を除く。

なお、将来的には、環境省の示す白神山地、北奥羽、鳥海山地の各地域個体群について、隣接県（青森県、岩手県、山形県、宮城県）と連携した広域的な管理も検討していくものとする。

5 現状

（1）生息動向

ア 生息状況

秋田県では、野生動物の生息状況等のデータを3×3kmメッシュ（以下、「メッシュ」という。）単位で管理しており、全県でメッシュは1,415ある。このうち、クマが定着していると考えられる分布メッシュ数は第1次計画時（平成15年度）に589メッシュだったものが、令和6年度には946メッシュに拡大した（図1）。

また、クマの恒常的分布域ではないと考えられるメッシュ（以下、「非分布メッシュ」という。：全メッシュ 1,415－分布メッシュ 946＝非分布メッシュ 469）のうち、直近 3 年間（令和 3、4、6 年度）においては年平均 130.7 メッシュで目撃情報があった。

なお、これまでクマが生息していないとされてきた男鹿半島と大潟村においても、近年は目撃情報や捕獲の実績が出てきている。

（参考）分布メッシュの見直しについて

直近 3 年間（令和 3、4、6 年度*）のすべての年において、以下のいずれかの条件を満たすメッシュを、新たな分布メッシュ（分布拡大メッシュ）とした。

- ・ 4～5 月及び 12～翌 3 月に捕獲若しくは目撃があったメッシュ（雌雄不問）
- ・ メスの捕獲若しくは親子の目撃があったメッシュ（月不問）

* 令和 5 年度は大量出沒年であり、通常年とはクマの行動が異なることから、分析対象から除外した。

* 令和 5 年度の出沒状況については、参考資料 2 に示す。非分布メッシュのうち、令和 5 年度に目撃があったメッシュは 233 であった。

イ 個体群動態

平成 29 年度から令和元年度にかけて実施したカメラトラップ調査と標識再捕獲法¹により、令和 2 年 4 月時点の生息数が 2,800～6,000 頭（中間値 4,400 頭）と推定されている。その後の推定値については、令和 6 年度から 7 年度にかけて実施するカメラトラップ調査により、令和 7 年度末に算出予定である。

なお、令和 5 年度に発生した大量出沒に伴う捕獲数の大幅な増加を受け、捕獲上限数を検討するため、令和 6 年度に堅果類²の豊凶による繁殖率や年間死亡率などの変数を組み込んだコンピュータシミュレーションによる生息数推定を行った。その結果、令和 6 年度当初の生息数は約 2,900 頭と推定された。ただし、推定手法が異なるため、カメラトラップ調査とベイズ推定による推定結果との単純な比較はできないことに注意が必要である。

生息動向については、昭和 50 年代から継続して実施している生息調査データを精査することにより、把握に努める。

¹ カメラトラップ調査と標識再捕獲法による推定：自動撮影カメラにより撮影されたクマの胸部斑紋から個体識別を行い（胸部斑紋は個体ごとに大きさや形状が異なるため、斑紋により個体識別が可能）、その結果を基にクマの行動圏面積や撮影されなかった個体がどれくらいいるかを考慮しながら全体の個体数を推定する手法。

² 堅果類：クリやクルミ、ドングリ（ブナ、ミズナラ等）のように、堅い殻をもった果実。

(2) 生息環境

ア 土地利用

クマの出没や人の生活圏における人身事故の増加が顕著となったのは2010年代以降であるが、この前後にクマの本来の生息域である森林を大きく開発したなどの事実はなく、少なくとも直近30年間においては森林面積に変化は無い(図2)。加えて、人口減少及び高齢化の進行に伴い、集落の撤退や耕作放棄地の増加(図3)が全県で見られており、そうした場所が藪化したり、元々あったクワやクルミ、クリといった資源をクマが自由に利用できるようになることで、クマにとって利用可能で好適な環境は年々拡大している。

また、野生鳥獣保護管理事業計画に基づき、県内各地に鳥獣保護区が設定されているが、人の生活圏に隣接した保護区も多く、そうした場所へクマが定着し、出没の増加に影響を及ぼしている可能性が考えられる。人とクマとの間に適切な距離をとり、棲み分けを実現するために、人の生活圏に隣接した保護区を廃止し、奥山に広く保護区を設定し直すなど、保護区の配置について見直しが必要である。

イ 自然環境

秋田県では、森林を健全に守り育て、次代に引き継いでいくことを目的として、「秋田県水と緑の森づくり税条例」を平成20年度に施行し、針広混交林化事業や広葉樹林再生事業を継続して実施している(図4)。平成18年度以降確認されているナラ枯れ被害についても、対策としてナラ林等景観向上事業においては枯れたナラの優先的な伐採を、ナラ枯れ未然防止事業においては高齢ナラ林の伐採による森林の若返りの促進を行っている(図4)。

また、クマの秋の重要な食物資源である堅果類については、東北森林管理局及び県林業研究研修センター、地域振興局森づくり推進課による豊凶調査が行われている(図8、参考資料3、4-1、4-2)。

(3) 被害状況

ア 農作物被害

被害作物は果樹(リンゴ、モモ等)、野菜(スイカ、豆類等)、飼料用作物(主にデントコーン)などだが、令和元年頃から雑穀(ソバ)の被害が増加している。過去10年における農作物被害額はおよそ700万円~2,500万円、農作物被害面積はおよそ3~26haで推移してきたが、過去に無い規模の大量出没が発生した令和5年度は被害額・面積とも過去最悪を更新し、1億2,800万円・73haの被害となった(図5)。

イ 人身被害

平成元年度以降令和6年度までの36年間に於いて、356件377名(重軽傷者365名、

死亡 12 名) の人身被害が発生している (表 1、2)。

また、近年は人の生活圏における被害発生件数が増加している (図 6)。

(4) 捕獲状況 (図 7、8)

期間別の年平均捕獲数は、個体数調整捕獲実施以前 (昭和 25～59 年度：35 年間) が 98.1 頭、個体数調整捕獲実施以降 (昭和 60～平成 14 年度：18 年間) が 172.3 頭、第 1 次計画期間 (平成 15～18 年度：4 年間) が 206.0 頭、第 2 次計画期間 (平成 19～23 年度：5 年間) が 170.8 頭、第 3 次計画期間 (平成 24～28 年度：5 年間) が 264.2 頭、第 4 次計画期間 (平成 29～令和 3 年度の 5 年間) が 641.6 頭、第 5 次計画期間 (令和 4～5 年度の 2 年間) が 1,388.0 頭であり、増加傾向となっている。

また、堅果類の凶作年は人の生活圏への出没が多くなり、結果として有害鳥獣捕獲数も増加する傾向がある。

6 計画の評価と改善

第 1 次計画以降の全計画について、次のとおり総括する。全計画期間を通して、計画の目的はツキノワグマ地域個体群の安定的な存続及びあつれきの軽減であった。

(1) 第 1 次計画：平成 15～18 年度

この期間中の平均捕獲数は 206 頭、人身被害件数は平均 8 件で、大量出没年 (平成 16 及び 18 年度) がその平均を押し上げた。ただし、期間全体を通し、人身被害の 80% は山林内で発生していた。現在と比較すると、あつれきは比較的少なく抑えられていたと考えられる。一方で、2 回の大量出没を経て、クマの分布拡大や人の生活圏にある食物を学習したクマの増加の端緒となった期間である可能性がある。

(2) 第 2 次計画：平成 19～23 年度

クマの分布拡大を受け、分布メッシュ数が 589 から 603 メッシュに見直された。平均捕獲数は第 1 次計画期間より減少した (171 頭) が、有害鳥獣捕獲数が増加し、総捕獲数に占める割合は 87% を占めた。平成 21 年度以降に人の生活圏への出没が多発した結果、有害鳥獣捕獲数が増加し、推定生息数が 1,000 頭を下回るおそれが続いたことを受け個体数調整捕獲を中止したことで、さらに有害鳥獣捕獲の割合が高まったものと考えられる。

また、平成 21 年度から狩猟の自粛が始まったことから、第 2 次計画期間は人に追われた経験のないクマが増え始めた時期となったことが推測される。また、人身被害件数は平均 8.8 件であり、人の生活圏での発生割合が第 1 次計画期間中と比較し増加した。分布の拡大と人の生活圏周辺への定着が始まった時期であり、ツキノワグマ地域個体群の安定的な存続は達成できた一方、あつれきの軽減については達成できていない。

(3) 第3次計画：平成24～28年度

クマの更なる分布拡大を受け、分布メッシュ数が603から618メッシュに見直された。第2次計画期間の途中から始まった狩猟自粛措置は継続されたが、平均捕獲数はこれまでで最大の264頭となった。あつれきの増加により有害鳥獣捕獲が増加した期間である。人身被害件数は平均9.4件であり、平成28年度には4件の死亡事故が発生したほか、人の生活圏での被害発生割合も増加した。ブナ豊作年（平成25年）においても人の生活圏での人身被害が発生しており、分布拡大・人の生活圏周辺への定着が強く示唆される。農作物被害金額に明確な増減傾向は見られないものの、人身被害件数からはあつれきが減少しているとは言えず、前計画に引き続き、達成できたのは地域個体群の安定的な存続のみであった。

(4) 第4次計画：平成29～令和3年度

クマの出没や捕獲数の増加から大幅に分布域が見直され、計画策定当初の分布メッシュ数は618から658メッシュに拡大した。その後、令和元年度には939メッシュへと更に見直された。平成29年度よりカメラトラップ調査とベイズ推定による精度の高い生息数推定が行われた結果、令和2年4月時点で2,800～6,000頭（中間値4,400頭）という推定値が得られた。これまで県内の生息数は約1,000頭と推定されてきたが、この期間に県内の個体数が4倍に急増したということではなく、従来の推定が過小評価だったということである。これまでは、生息調査開始当初（昭和50年代）に考案された推定式を用いていたが、今後は、より実態に近い生息数推定に努めるほか、生息調査データの取扱いを見直し、個体数の増減傾向を把握するための生息指標として活用していく必要がある。

従来の推定生息数が過小評価であったと判明したことから狩猟自粛が解除されたことに加え、有害捕獲数が大幅に増加し、平成29～令和3年度の年間平均捕獲数は641.6頭となった。地域個体群の安定的な存続は達成できていると考えられるが、捕獲数の増加から、一層個体数モニタリングの重要性は高まっている。モニタリング手法の確立や繁殖パラメータの精査・再検証が必要である。

一方、同期間中の人身被害件数は平均12件であり、2件の死亡事故が発生した。人の生活圏における人身被害の発生割合は第3次計画期間同様に多く、日常的にクマへの注意が必要な状況が生じてきている。人の生活圏周辺での定着は確実と見られ、事故に遭わないための対策や知識の普及、農地や畜舎における被害防除の徹底を急ぐ必要がある。農作物被害については果樹園への電気柵が一部で普及してきたこともあり、被害金額は減少傾向にある。あつれきの軽減については、一部では達成できていると考えられる。

県は、令和2年度に自然保護課内に「ツキノワグマ被害対策支援センター（以下、「支援センター」という。）」を設置した。上記対策や知識の普及及び被害防除の徹底等、支援センターが中心となりあつれきの軽減に向けて活動を行っている。

(5) 第5次計画：令和4～6年度

第5次計画期間における出没や捕獲、各種被害の状況は秋季の山林におけるクマの食物の豊凶に大きな影響を受けた。令和4年度は堅果類が並作～豊作であり（東北森林管理局及び林業研究研修センター、地域振興局による調査結果）、捕獲数が大幅に増加した平成28年度以降では最も少ない捕獲数（442頭）となったほか、人身被害件数及び被害者数も最も少なかった（6件6人）。一方、令和5年度は堅果類が大凶作となり、9月以降の出没が爆発的に増加した結果、捕獲数及び人身被害件数、被害者数が過去最多となった。出没件数は例年（直近10年間の年平均728.6件）の5.1倍、捕獲数は例年（同463.9頭）の5.0倍、人身被害者数は例年（直近10年間の年平均11.2人）の6.3倍であった。

過去にも堅果類の大凶作の年はあったが、令和5年度ほどの出没や人身被害が多発する状況にはなっていない。このことについてはさまざまな要因が考えられるが、人の生活圏周辺での定着が進み、人とクマの生活空間が隣接若しくは重複するような状況が常態化していたことが背景のひとつと考えられる。出没状況は年により大きく変動するものの、人とクマとの距離の近さから、日常的にクマへの注意が一層必要になっている。人身被害に遭わないための対策や知識の普及、農地や畜舎における被害防除の徹底をさらに進めるとともに、人とクマとの間に適切な距離をとる方法について研究し、実行に移していくことが必要である。

なお、定量的なデータは無いものの、令和5年度の秋季は液果類³も不作傾向だったという証言もある。堅果類及び液果類の不作は定期的に発生する事象であり、今後も令和5年度のような大凶作は必ず発生するものと考えられる。大凶作の年であっても大量出没やそれに起因する人身被害の多発を起こさないよう、出没の少ない年を含め普段から地道に対策を進めておかなければならない。

現時点における課題はクマの分布拡大とそれに伴うあつれき（特に人の生活圏での人身被害）の増加と、あつれきを軽減できる範囲内に個体数や分布を管理する手法が未確立であることである。これらの課題解決へ向け、被害防除の強化を前提としながら捕獲圧を高めること、被害防除に対する県民の理解を深めること、各種モニタリングを行うこと、過去のデータを精査し、評価指標として活用することとする。

7 管理の目標及び評価指標（図9）

本計画の目的を達成するため、計画期間5年間における目標及びその評価指標を次のとおり定める。

³ 液果類：果皮が多肉質で水分が多く、軟らかい果実。自然にあるクマの食物としては、サクラやクワ、ヤマブドウ、サルナシなど。

（１）地域個体群の安定的な維持

本県において、クマの分布は拡大を続けており、それに伴い生息数が増加していることが推測される。人とのあつれきが増加している現状を踏まえ、本計画ではクマの分布状況及び生息指標⁴を評価指標とし、クマの爆発的な増加を抑制しながら、地域個体群を安定的に維持することを目標とする。

なお、生息指標には調査努力量当たりの生息調査データ（痕跡発見数など）を用いる。

＜評価指標＞

- ・ 分布メッシュ数：現状の 946 メッシュ以下である
- ・ 生息指標：令和 2 年度の生息指標値の 0.5 倍以上、2.0 倍以下である

（２）生活環境被害の軽減

クマによる生活環境被害を軽減するため、出沒抑制策を積極的に進めるほか、人身被害を防ぐための知識の普及に努める。本計画では出沒対策実施状況等を評価指標とし、クマの出沒件数及び人身被害件数を減少させることを目標とする。

＜評価指標＞

- ・ 出沒対策実施状況：出沒要因を取り除く努力が集落において行われている
- ・ 人身被害発生状況：防除・排除地域（人の生活圏）⁵における人身被害ゼロ
- ・ 人身被害対策状況：具体的な対策方法を県民が認識している
- ・ 出沒状況：第 6 次計画期間中の年平均出沒件数が第 5 次計画期間より減少している

（３）農林畜産業被害の軽減

クマによる農林畜産業被害の軽減を図るため、被害防除に関する知識の普及に努めるほか、電気柵の設置に関して技術的な支援を行うこととする。被害額及び被害面積を評価指標とし、いずれも減少させることを目標とする。

＜評価指標＞

- ・ 農作物被害額（第 6 次計画期間中の年平均被害額）：直近 5 年間*の平均被害額から 10%減（1,030 万円）
- ・ 農作物被害面積（第 6 次計画期間中の年平均被害面積）：直近 5 年間*の平均被害面積から 10%減（10.7ha）

* 令和 5 年度は大量出沒により被害額や被害面積が極端に増加したことから、目標達成の指標に含めることは適切でない。したがって、平成 30～令和 4 年の 5 年間の平均値を基

⁴ 生息指標：個体群動向を把握するためのもので、生息調査データを活用し算出する指標値。詳細は p.15 「4 モニタリング（１）地域個体群の安定的な維持 ア 個体数動向」参照。

⁵ 防除・排除地域：ゾーニング管理における地域区分。詳細は p.9 「8 施策の方針」参照。

準とする。この期間中の平均被害額は 1,145 万円、平均被害面積は 11.9ha であった。

8 施策の方針

上記目標達成のため、被害防除・捕獲・普及啓発を三本柱として、総合的に各種取組を進める。また、ツキノワグマ地域個体群の保全や分布域の連続性を担保しながら、農林畜産業被害や人身被害の発生など、人とのあつれきを軽減していくため、ゾーニング管理を推進する。ゾーン区分は、健全な個体群の維持を担保する上で重要な奥山等の地域を「コア生息地」、人が日常生活の中で利用する住宅地や農地など、クマの侵入を許さない地域を「防除・排除地域」、両者の間を「緩衝地帯」とする（表3）。緩衝地帯はクマが生息する地域だが、このうち人口密度の高い市街地と距離が近いなど、そこにクマが定着することによって出沒や人身被害が多発するリスクが高いと考えられるエリアについては「管理強化ゾーン」とし、クマの出沒を抑制するための対策を重点的に行う（表3）。

ゾーンの設定については、本計画期間中に大まかな区分である「コア生息地」「緩衝地帯」「防除・排除地域」の案を県が示し、県と市町村で調整しながら決定していく。一方で、「管理強化ゾーン」は特に地域の実情に応じて地域住民等と合意形成を図りながら設定する必要があるため、市町村が主体となって設定することとし、県はそれを支援する。各ゾーンは固定されたものではなく、状況に応じて変更可能なものとし、数年に一度見直しの有無を検討することとする。各ゾーンの設定プロセスや運用については、県が指針を示すものとする。

なお、これまでクマの生息情報がなかった男鹿半島地域（男鹿市）及び大潟村については、これ以上分布を拡大させないため、全域を防除・排除地域とする。

第2 管理の推進（図9）

1 被害防除

クマと人とのあつれきの大半は人の生活圏で発生している。クマが人の生活圏へ通ったり定着したりする理由がある限り、クマの出沒件数もあつれきも減少しないと考えられる。したがって、クマを人の生活圏へ寄せ付けないことを最優先し、被害防除を推進する。

（1）防除・排除地域における食べものの適正管理

防除・排除地域がクマにとって「食べ放題」の場所とならないよう、クマが食べる作物を作付けしている農地や畜舎周囲を電気柵で囲う、廃棄作物や家庭ゴミを適正に管理する、実のなる果樹はトタン巻きや電気柵の設置、早期収穫、伐採等により管理するなど、

クマが出没・滞在する理由をなくす。県は市町村等に対し、国の支援事業等を活用し、クマが出没しやすい果樹園等への電気柵設置等、出沒抑制対策を適切に実施できるよう支援するほか、電気柵の設置など防除に係る指導を行う。

＜評価指標＞

- ・ 県や市、地域住民による集落環境診断が行われている
- ・ 市町村において電気柵の普及（設置補助事業、研修、設置指導等）を実施している
- ・ 県や市町村が出没原因となっている果樹等の対策について地域住民に指導している

（２）出沒抑制のための環境整備

人の生活圏へのクマ出沒が増加した要因として、クマが身を隠して移動するのに都合が良い耕作放棄地や手入れ不足の里山林が増加したこと、里山林等での人の活動が低下し、人と野生動物との棲み分けの緩衝機能を果たさなくなってきたことが考えられる。

そのため、クマの出沒を抑制することを目的とし、緩衝地帯のうち、特に「管理強化ゾーン」を中心として見通しを良くするための下層植生の刈り払いや強度間伐に努め、「緩衝帯」としての機能の回復を図る。

また、防除・排除地域では、都市公園周辺の林地、河川地域の河畔林等で下草刈りを行い、クマの定着や一時的な滞在を防止するための環境整備に努める。

＜評価指標＞

- ・ 県や市、地域住民による集落環境診断が行われている
- ・ 緩衝帯等整備事業⁶：100ha 以上/年、藪の刈り払いなどの環境整備が行われている
- ・ 出沒対策として、継続して緩衝帯整備に取り組む地域がある
- ・ 出沒状況：非分布メッシュのうち、出沒情報のあるメッシュ数が 130 以下

2 個体群管理及び分布管理

近年、クマの市街地出沒や人の生活圏での人身被害件数が増加している。また、クマの出沒対応に当たる鳥獣被害対策実施隊員の確保・育成は必要不可欠であるが、平成 16 年度から平成 28 年度にかけて（平成 20 年度を除く）狩猟の自粛や狩猟活動の縮小等の要請を行ったことで、捕獲技術の伝承が困難になった時期が生じた。これらのことを踏まえ、市街地出沒の頻度を低下させること、頻繁な狩猟自粛を避けて捕獲技術や伝統狩猟を伝承していくことをねらいとして、共生ビジョンの基本方針に従い一定の狩猟行為が行われるよう、県は狩猟者の確保や育成、狩猟のしやすい制度作り等に努める。現在、本県では総捕獲数に対する有害鳥獣捕獲数の割合が高く、人の存在をクマに意識させるような

⁶ 緩衝帯整備事業： 集落周辺の見通しの悪い林分を対象に、樹木の伐採や藪などの刈り払いを行う事業で、平成 30 年度から実施している。平成 30 年度以降令和 5 年度までの平均事業面積は 133.5ha。

捕獲活動ができていないことから、銃器を用いて行う狩猟・伝統狩猟・個体数調整捕獲による捕獲の割合を高めることを目指す。

また、個体群管理の目標は「あつれき軽減を図ることができる個体数（目標個体数）に管理する」ことであるが、クマの生息数を減少させたとしても、クマの生息域が人の生活圏と重複している状態ではあつれきの軽減は達成できず、堅果類及び液果類の凶作年には令和5年度のような極端な大量出沒も起こりうると考えられる。そのため、管理強化ゾーンを中心に捕獲を強化することによって、出沒の抑制や分布の縮小を図り、人とクマとの間に適切な距離を保つことを目指す。

<評価指標>

- ・ 狩猟・伝統狩猟・春季の管理捕獲における捕獲活動の自由度が上がっている
- ・ 出沒状況：非分布メッシュのうち、出沒情報のあるメッシュ数が124以下
- ・ 男鹿市及び大潟村における目撃なし

(1) 捕獲の考え方

ア 狩猟及び伝統狩猟、春季の管理捕獲、個体数調整捕獲

近年、人の生活圏に出沒を繰り返す個体や人を恐れない個体が観察されるなど、クマの性質の変化が懸念されているが、箱わなによる捕獲では、人に追われた経験を経ないままクマは捕獲される。一方で、銃器を用いて実施される捕獲活動では、クマに人から追われる経験をさせる効果が期待されている。

狩猟は銃器を用いて実施する捕獲活動のひとつであることから、クマが人を忌避するようになる学習効果を期待して、クマの狩猟期間を次のとおり延長して設定する。

通常の狩猟期間：毎年11月15日から翌年2月15日まで

延長後の狩猟期間：毎年11月1日から翌年2月15日まで

*シカ及びイノシシの狩猟期間との関連や毎年3月下旬から実施されるクマの生息調査への影響を評価しながら、適切な狩猟期間の設定について引き続き検討を行う。

ただし本県の場合、クマの狩猟期間の大半は積雪のため、クマの生息地へのアプローチが困難である。そこで、マタギの伝統的猟法である春グマ猟を活用した手法として、山林内を歩きやすく見通しを確保しやすい残雪期を利用してクマに捕獲圧をかけ、人とのあつれきの最小化を図ること、また、クマの捕獲技術を次世代に継承するため、「春季の管理捕獲」を実施する。

また、本県にはマタギに象徴される、野生鳥獣を「山の恵みとして享受する」「むやみに命をいただかない、いただいた命は粗末にしない」という暮らしの文化がある。資源の持続性を支える「獲りすぎない」価値観を含め、伝統的で良質な狩猟活動を継承し

ていくためにも、集団捕獲などの伝統的狩猟も実施していく。

なお、クマの分布を拡大させない観点から、男鹿市及び大潟村においては、全域において侵入した個体を排除する。この場合の捕獲は個体数調整捕獲（第 2 種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整）とする。

イ 有害鳥獣捕獲

防除・排除地域へ出没する個体は、人とクマとの棲み分けを実現するため、ゾーニングの考え方にに基づき確実な排除が必要である。「1 被害防除（p.9）」に示す取組を実施することを前提としつつ、防除効果が得られない場合や、地形等の状況により防除の取組を実施しづらい場合、追い払いでは対処できない場合など、状況により有害鳥獣捕獲によって対応する。このとき、捕獲従事者の活動範囲は防除・排除地域及び管理強化ゾーンを中心とし、原則としてコア生息地へ深追いした上での捕獲は行わない。その他、必要な手続き等は「有害鳥獣捕獲許可事務の取扱要領」に従う。

（2）捕獲圧の管理

ア 総捕獲数管理

「あつれき軽減を図ることができる個体数（目標個体数）」については設定が難しいが、人の生活圏における人身被害が増加したのが第 3 次計画期間中（平成 24～28 年度）であることに鑑み、当面は第 2 次計画期間の最終年度（平成 23 年度）の推定生息数を目標個体数とする。ただし、現時点で当時の生息数の推定はできていないことから、過去の捕獲状況や生息調査の結果等を活用し、本計画期間中に具体的な目標個体数を定める。目標個体数が定まるまでは、令和 6 年度当初のシミュレーション結果である 2,900 頭程度の維持を目安に管理を進める。そのため、具体的な目標個体数を定めた後は、その規模に誘導する（減少させる／維持する／増加させる）ために必要な捕獲数（最低捕獲数及び捕獲数上限の目安）を野生動物保護管理対策検討委員会で定める。

ただし、捕獲だけでは出没や被害を抑えることはできないため、「1 被害防除（p.9）」に示す取組を積極的に推進・強化することを前提とする。更に、生息調査のデータやコンピュータシミュレーションを指標として生息動向を注視し、計画期間終了時には捕獲数の設定が適正であったかを評価する。その結果を次期計画に反映させる。

イ 春季の管理捕獲

クマに捕獲圧をかけて人とのあつれきの最小化を図ること、クマの捕獲技術を次世代に継承することを目的として、「春季の管理捕獲」を行う。

ツキノワグマ地域個体群の存続及び生物多様性の確保の観点から、当面、令和 6 年度当初のシミュレーション結果に基づく推定繁殖数の 3 割（ $2,900 \text{ 頭} \times 23\% \times 30\% = 200 \text{ 頭}$ ）を捕獲上限とする。ただし、人の生活圏周辺での定着及び個体数の増加を防止するため、管理強化ゾーンを中心とした緩衝地帯に限り、穴グマ猟及び子連れグマの捕獲を

認める。これらの地域については別途定める。

ウ 個体数調整捕獲（第２種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整）

これまでクマの生息情報がなかった男鹿半島地域（男鹿市）及び大潟村については、これ以上分布を拡大させないため、全域を防除・排除地域と定め、侵入した個体を捕獲する。

エ 狩猟の自粛

当該年度の捕獲数が上限に達した場合、又は達することが予測される場合、県は県猟友会へ狩猟の自粛要請を検討する。自粛を要請する場合は市町村、関係機関に周知する。

オ 有害鳥獣捕獲

有害鳥獣捕獲については、総捕獲数が上限に達した場合でも、必要性を十分検討の上実施できるものとする。

カ 錯誤捕獲

イノシシ及びニホンジカのわなによる捕獲機会の増加に伴い、クマの錯誤捕獲の発生リスクが高まっている。

錯誤捕獲を防止するため、くくりわな研修や狩猟免許更新講習等の機会を利用し、県内の捕獲従事者に対し、広く錯誤捕獲防止の指導・注意喚起を行う。また、錯誤捕獲を起こしにくいわなについて情報収集・普及等を行い、錯誤捕獲の防止を促す。

錯誤捕獲が発生した場合、個体の損傷が激しい場合や人命への危険性がある場合を除いて、錯誤捕獲個体は原則放獣する。ただし、防除・排除地域や管理強化ゾーンにおいて捕獲された場合はこの限りでない。また、県は錯誤捕獲再発防止のための指導を行うほか、発生状況について情報収集・分析を行い、捕獲従事者に対し広く普及・注意喚起を行う。

3 普及啓発

クマと人とのあつれきを軽減するためには、人がクマの生態や対策を正しく知り、適切な対策を実行していくことが不可欠である。そのため、令和２年７月に設置された支援センターを中心として、県民に広く知識の普及を図ることとする。

また、出沒対応にあたる市町村職員や警察官等を対象とした出前講座や研修を実施し、人身被害防止や出沒抑制のために必要な知識や技術の普及を図る。

（１）秋田県庁出前講座等を活用した普及啓発

住民の人身被害対策意識及び農林畜産業被害対策知識向上を目指し、出前講座等に

よりクマの生態や対策に関する知識の普及を図る。

<評価指標>

- ・ 出前講座件数：37 件*以上/年
- ・ 出前講座受講者数：2,400 名*以上/年
- ・ 受講者がクマの生態及び被害防除に関する正しい知識を得ている
- ・ クマに関する出前講座等の講師を担える人材が前年より増えている

* クマに関する出前講座を開設した平成 30 年度以降、令和 5 年度までの 6 年間の平均件数及び平均受講者数

【実績】平成 30 年度：31 件 1,672 名

令和元年度：12 件 684 名

令和 2 年度：39 件 2,393 名

令和 3 年度：40 件 3,347 名

令和 4 年度：29 件 1,814 名

令和 5 年度：74 件 4,754 名

平均 37.5 件 2,444 名

(2) 防除に係る研修

地域振興局及び市町村担当者や地域住民を対象にした電気柵講習会等、防除に関する研修を実施し、防除技術や知識の普及を図る。

<評価指標>

- ・ 被害防除研修数：3 件以上/年
- ・ 地域振興局職員や市町村職員が地域住民に対して出沒抑制及び被害防除に関する指導ができる

(3) 市街地出沒への備え

市街地等へのクマの出沒に対しては、特にクマの行動や対応に係る正しい理解と関係機関（県・市町村（非常勤職員である鳥獣被害対策実施隊を含む）・警察）の連携が不可欠である。県は、出沒時の対応及び人身被害防止上必要な事項について関係機関へ普及を図るとともに、関係機関と連携して出沒想定訓練を実施するなどして、万が一の事態に備えた知識と技術の向上に努める。また、集落環境診断等を通じ、クマを出沒させない地域づくりに努める。

<評価指標>

- ・ 市街地出沒想定訓練数：8 回*以上/年
- ・ 想定訓練実施地域における出沒対応時の人身被害ゼロ
- ・ 県や市、地域住民による集落環境診断が行われている

＊クマの市街地出没想定訓練（机上訓練・実地訓練）を開始した令和２年度以降、令和５年度までの４年間の平均回数

【実績】令和２年度：３回、令和３年度：１０回、令和４年度：１３回、令和５年度：８回
→平均 8.5 回/年

４ モニタリング

（１）地域個体群の安定的な維持

ア 個体群動向

昭和 50 年代から実施している生息調査のデータを精査し、調査努力量あたりの痕跡発見数等をモニタリング指標として活用するほか、捕獲個体の連れ子数等の調査や捕獲数及び捕獲個体の年齢構成等に基づくコンピュータシミュレーションを行い、個体数動向をモニタリングする。その結果を次期計画へ反映させることとするが、計画期間中に本計画の見直しが必要と考えられる状況が発生した場合は、適宜計画を変更する。

イ 捕獲数

毎年総捕獲数をモニタリングし、複数年総捕獲管理方式に照らして翌年の総捕獲数上限を定める。また、出猟カレンダーを導入し、情報収集・解析の効率化を図る。

（２）生活環境被害の軽減

対策を立案している市町村数や対策を実施した地域における出没件数、人身被害件数等についてモニタリングし、対策の状況を確認する。実施した対策の内容に反して出没が減少していない地域があれば、県は当該地域を訪問し原因を究明するなどのフィードバックを行う。効果のあった取組や改善が必要な取組など、参考になる情報があれば全県に共有し、取組の一層の普及に努める。

（３）農作物被害の軽減

農作物被害額及び面積については毎年モニタリングし、その増減の原因を考察して次年度以降の対策に活用する。

住民の対策意識調査については、本計画期間中に最低一度は実施することとし、次期計画以降も継続してモニタリングを行う。

５ その他管理の推進に必要な事項

（１）生息環境管理

クマの本来の生息域である奥山は、国有林の「緑の回廊」による野生生物の移動経路の確保や、保護林制度の活用による森林生態系の保全が図られている。民有林においても、北東北３県による「民有林緑の回廊」が設定されており、国有林の「緑の回廊」との一体

性が確保されている。

また、森林法に基づく森林計画制度における「生物多様性保全機能」などの区分に応じた望ましい森林施業の展開により、広葉樹林などの面積とその質に生息数が左右されるクマの生息環境が改善されていくものと期待される。

しかしながら、平成 18 年度に県内では初めて確認されたナラ枯れ被害が、これまでに県内 20 市町村で発生しており、今後の被害状況によっては、クマの主要な食物の一つであるナラ類の堅果類生産量の減少に繋がることが懸念されることから、今後も被害の状況を注視していく必要がある。

長期的には、自然再生推進法に基づく自然再生事業や、秋田県水と緑の森づくり税の活用による過去に損なわれた広葉樹林の再生、生育の良好でない人工林の針広混交林への誘導による保全・整備、里山に多い広葉樹二次林の整備による人の生活圏に対する誘引環境の改善などをより一層進めて行く必要がある。

また、ブナ林をはじめとする冷温帯広葉樹林については、国指定鳥獣保護区と連携を図りつつ、県の指定する鳥獣保護区等の適正な配置を図るなど、「第 13 次秋田県鳥獣保護管理事業計画」に基づく施策を進めることにより、クマをはじめとする野生動物の生息環境の保全対策を更に推進するものとする。

(2) 人身被害や家畜被害などの重大事案への対応

ア 検証

人身被害発生時には、多重事故の防止や以降の被害防止のため、人身被害の性質を見極めることが重要である。また、家畜被害が発生した場合はその被害が継続することやそれに伴う人身被害リスクの上昇が懸念される。このような重大事案発生時には、県は支援センターを中心として必ず検証を行い、その結果と以降の対策に関する必要な事項を広く県民に発信する。

イ 重大事案が継続することが予見される場合の対応

県は、警察と連携の上、必要に応じて周辺のパトロールや入山禁止等の措置、市町村における迅速な捕獲等の対応を支援する。また、人身被害現場や被害者に付着しているクマの体毛等を採取し、加害個体とその後の捕獲個体とをDNA分析によって照合する。

(3) 県民に対する注意喚起

ア 出没警報の発表及びクマ事故防止キャンペーンの実施

クマの大量出没の発生が予見される場合や、現に発生している場合、人の生活圏における人身被害のリスクが高いと考えられる場合に、「ツキノワグマ出没警報」を発表する。

一方、警報発表の有無に関わらず、クマの出没や人身被害を防ぐためには、県民が日頃から対策意識を持つことが重要である。また、春は山菜採り、夏は農作業など、クマとの遭遇リスクの高い行動や場所は季節により異なる。こうしたことを踏まえ、クマの出没の多寡に関わらず、毎年・毎シーズンの注意喚起として「クマ事故防止キャンペーン」を実施し、出没・被害を防ぐための具体的な行動や注意点について、繰り返し、広く県民に発信する。

イ 多様な手段を活用した県民への周知

クマによる被害を減らすためには、クマの生態やクマとの遭遇防止対策、クマと遭遇した場合に被害を最小限化する方法などについて、県民に広く周知する必要がある。そのため、注意喚起のチラシを配布するほか、県のウェブサイト、県・市町村の広報紙、マスコミ等を活用し、県民へのクマ情報の周知を図っていく。

ウ 出没情報の収集と公表

ツキノワグマ等情報マップシステム「クマダス」を活用し、クマの出没情報を収集・公表し、地域別の被害防止対策に生かす。また、オープンデータ化を進め、県内外の研究機関や企業等による研究やクマ対策技術の開発に資する。

(4) 体制の整備

ア ツキノワグマ被害対策支援センター（参考資料1）

県はクマと人とのあつれきを軽減させることを目的として、令和2年7月にツキノワグマ被害対策支援センターを自然保護課内に設置し、専門職員による人身被害の現場検証や集落点検、市町村担当職員及び警察官等を対象とした研修会等を実施している。

しかし、クマの管理や被害対策には農林、防災、地域づくり、教育等、さまざまな部署が関係することから、今後は支援センターを中心としながら、農業被害対策や人身被害防止のための普及啓発、各種施策の立案等を一元的に取り扱う専門部署、若しくは知識・課題・対策を各組織が一元的に共有できる仕組みの設置について検討を進める。

イ ツキノワグマ被害防止連絡会議

国、県、市町村、警察、農林業団体、猟友会からなるクマ被害防止連絡会議を設置し、クマの被害防止対策を徹底する。

ウ 緊急対策会議

重大な人身被害が発生した場合には、迅速かつ適切に対処するため、当該地域の国、県、市町村、警察、農林業団体、猟友会からなる緊急対策会議を設置する。

県境付近でクマ出没・人身被害等が発生した場合には、状況に応じて、隣県や隣県の市町村等とも連携する。

エ 狩猟者の確保

狩猟期間中に野生鳥獣を捕獲する狩猟者は、野生鳥獣に人の存在を意識させ人との棲み分けを図ることに貢献してきたほか、本県においてはマタギなどに象徴される文化の継承者としての側面も持っている。狩猟の持つ役割や文化的側面をこれからも受け継いでいくため、狩猟の魅力を伝えるフォーラムの開催や狩猟免許取得経費等への支援を行う。また、狩猟免許試験については、その回数を増やすとともに、受験しやすいよう週末に実施する。

オ 有害鳥獣捕獲従事者の育成強化

狩猟期間中に限らず、人身被害及び農林業被害等の防止のため必要に応じて市町村長の指示により行われる有害鳥獣捕獲について、その担い手である捕獲従事者（鳥獣被害対策実施隊員：市町村の非常勤職員）を育成・強化するため、経験の浅い捕獲従事者を対象にした講習会を開催する。

カ 市街地出没への備え

クマの市街地出没増加や出没対応中の人身被害発生等を受け、県では秋田県警察本部と協議の上、令和2年9月に「ツキノワグマ市街地出没等対応指針」を策定した。これに基づき、各市町村では市街地出没等マニュアルを策定している。市街地等においては、関係機関（県・市町村（非常勤職員である鳥獣被害対策実施隊を含む）・警察）の連携が不可欠であることから、常日頃から連携体制を整備する（p.14（3）市街地出没への備え）。

また、麻酔銃若しくは吹き矢による不動化は、市街地出没対応時の重要な選択肢のひとつであることから、県はその対応体制を整備・維持する。麻酔銃若しくは吹き矢の使用にあたっては、「第13次秋田県鳥獣保護管理事業計画」及び「ツキノワグマ市街地出没等対応指針」に従い、法を遵守した上で危険のないよう慎重に対応する。

（5）クマを人の生活圏に近付けないための取組

ア 人の生活圏への出没を防止する手法に関する総合的な検討

人の生活圏周辺におけるクマの定着防止、分布の縮小、出没頻度の低下、出没ルートの遮断など、あつれきの解消を目指し、様々な手法を検討する。併せて、地域住民の参画を含め、それらの手法を実施する体制構築の検討・各地域との調整を進める。

イ ICT機器の活用による省力化・効率化の促進

近年、画像認識機能を持つ通報システムやドローンによる追い払いなど、ICT機器を用いた技術の研究開発が行われるようになってきた。県は、こうした研究開発や実証実験を希望する企業等に情報提供をするなどして協力する。

ウ 犬の活用

長野県軽井沢町におけるベアドッグを活用したクマ対策について、同様の取組が秋田県でも適用できるかどうか、第4次計画期間中に情報収集及び検討を行った。その結果、軽井沢町の取組をそのまま本県に適用することは人材育成や資金面から困難であると考えられた。しかし、犬がクマに与えるプレッシャーは評価すべきものであることから、秋田県で実施可能な犬の活用方法について引き続き検討を行う。

エ 放獣

奥山に放獣しても元の捕獲場所（人の生活圏付近）へ回帰してしまう例が報告されていること、放獣先の地権者や付近の住民の理解を得ることが社会的に困難であること、現在、本県の生息状況は安定していると考えられること等に鑑み、本計画期間中は放獣を実施しない。ただし、今後生息数が激減するなど、地域個体群存続のために必要な状況になった場合には、改めて検討を行う。

（6）指定管理鳥獣捕獲等事業

令和6年4月に鳥獣保護管理法が改正され、四国のツキノワグマを除くクマ類が指定管理鳥獣に指定された。このことによって、クマに対して指定管理鳥獣捕獲等事業を行うことが可能となった。本県においても、これまで述べてきた各種モニタリングや環境整備について、同事業を活用していく。捕獲事業についても、本県における適切な実施時期や場所、手法等について本計画期間中に検討を進め、必要に応じ本計画を改定の上、実施する。

第3 計画の実施に向けて

1 合意形成

本計画の推進に当たっては、地域住民はもとより、広く県民の理解と協力を得ることが重要であるため、市町村、自然保護団体や猟友会等の関係団体との連携を深めつつ、合意形成を図りながら各種施策を進めていく必要がある。

特にクマの生息地と近接する地域においては、被害対策の要請が強いこと、又、都市部においては捕獲に対する抵抗感が強い場合もあることから、「管理」の概念について、更

に理解が得られるような取組を進める必要がある。

個体数管理に関する合意形成を図るためにも、科学性や計画性を担保する仕組みは重要な役割を担っていることから、管理計画の基本的考え方や手法については、積極的な情報発信に努める。

2 各機関、団体等の果たす役割

本計画の目的を達成するため、県民の理解や協力を得ながら、国、県、市町村等の各機関、民間団体や大学等の密接な連携の下に各種施策に取り組むこととする。

(1) 県

県は、効果的に管理施策を実施・推進するため、生活環境部が中心となり、農林水産部等の他部署と横の連携体制を構築しながら、次の役割を担うものとする。

- ・ 計画の作成及び見直し、各種施策やモニタリングの実施、施策の評価
- ・ 市町村等の関係機関への対策指導及び人材育成
- ・ 計画の推進における国、県関係部局、隣接県及び関係機関との調整
- ・ ツキノワグマ被害防止連絡会議の開催
- ・ クマの生態及び被害対策等に関する啓発
- ・ 大学や国、県の試験研究機関等との連携及び各種調査研究の実施
- ・ 全県的なゾーニング管理方針の決定
- ・ 人身被害等の重大事案や市街地出没事案が発生した際の現地調査等の実施
- ・ 支援センターを中心とした各種対策指導、普及啓発等の実施

(2) 市町村

市町村は、本計画に基づく施策を具体的に実施、推進するため、次の役割を担うものとする。

- ・ 地域住民への普及啓発
- ・ 各種被害防除対策、生息環境管理等の実施及び推進
- ・ 地域の自治会等の取組に対する協力
- ・ 有害鳥獣捕獲の実施（鳥獣被害対策実施隊による）
- ・ クマの被害が多い地域において、ゾーニング管理方針に基づいたゾーニング管理実施計画の策定を検討

(3) 野生鳥獣保護管理対策検討委員会

学識経験者や関係団体等で構成する野生鳥獣保護管理対策検討委員会は、本計画を推進するため、次の役割を担うものとする。

- ・ 計画の評価及び見直し

- ・ 関係施策についての必要な検討及び助言
- ・ モニタリング結果の評価、分析等

(4) 狩猟者団体

狩猟者団体は、鳥獣の生態に精通しており、鳥獣の保護及び管理の担い手として、管理計画を実施するため、次の役割を担うものとする。

- ・ 市町村、県等の要請に基づく捕獲等の必要な措置への協力
- ・ 行政、関係団体、地域住民等に対する被害防除等についての助言
- ・ モニタリングのための捕獲個体の情報及び検体の提供等

(5) 警察

警察は、クマ出沒の際には当該地域の安全確保のため、市町村等と連携し必要な業務を行う。

(6) 地域住民

地域住民は、市町村、捕獲実施者、消防、警察等と連携し、被害防止対策に関し、次の役割を担うことが期待されるため、県、市町村は、その実施を促すための普及啓発に努める。

- ・ 児童・生徒の安全確保のため、学校と連携した集団登下校等の実施
- ・ 被害防除対策の一環としての廃果等の誘引物除去・管理、電気柵等の設置による侵入防止対策の実施
- ・ 人身被害や農林業被害の状況、目撃・痕跡情報や被害防除効果の程度等の市町村への情報提供
- ・ 森づくり税等を活用した集落周辺地域における森林整備の実施

秋田県第二種特定鳥獣管理計画
(第6次ツキノワグマ)

資料編

秋田県
令和7年3月

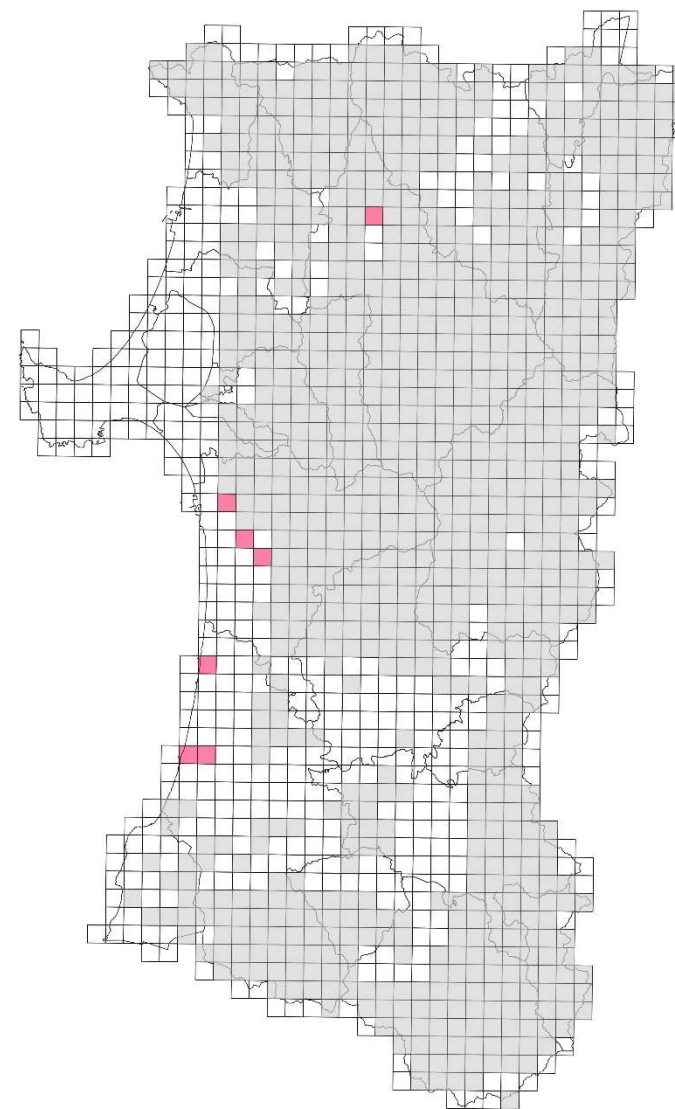
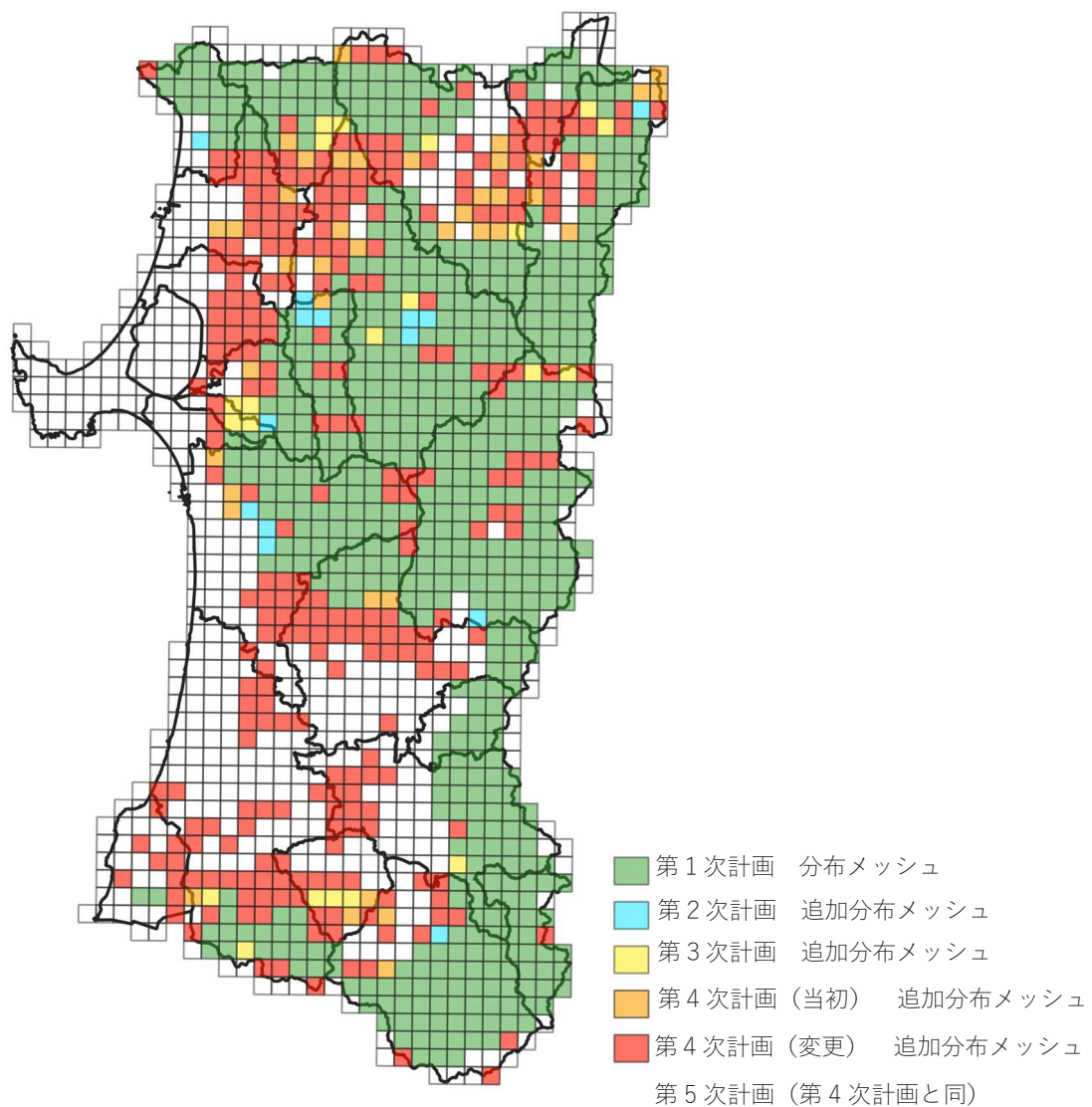


図1 ツキノワグマ分布状況

左：第1～第5次変遷、右：第6次追加分（既分布メッシュをグレー、追加分布メッシュをピンクで示した）

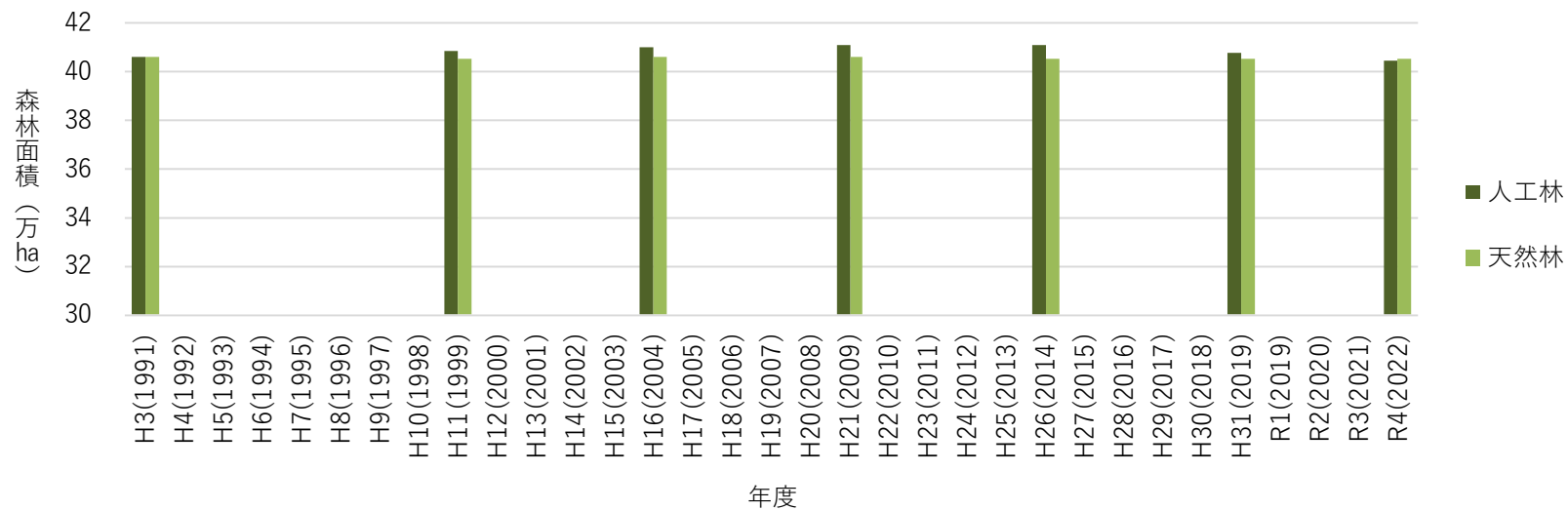


図2 森林面積の推移（「秋田県林業統計（時系列版Ⅷ）」及び「令和5年度版秋田県林業統計」より作成）

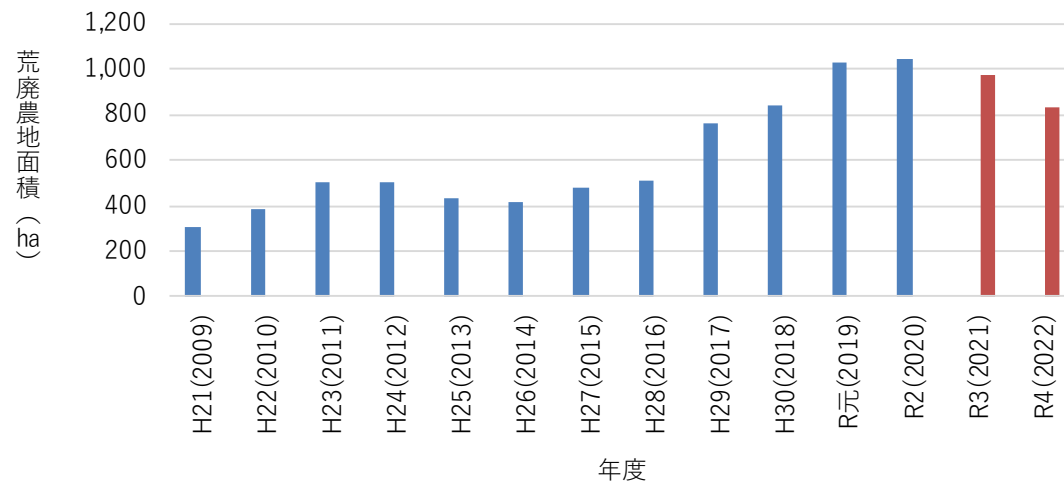


図3 荒廃農地面積の推移（農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果等」より作成）

* 令和3年度から調査方法が変更されているため、令和2年度以前と単純な比較ができないことに留意。

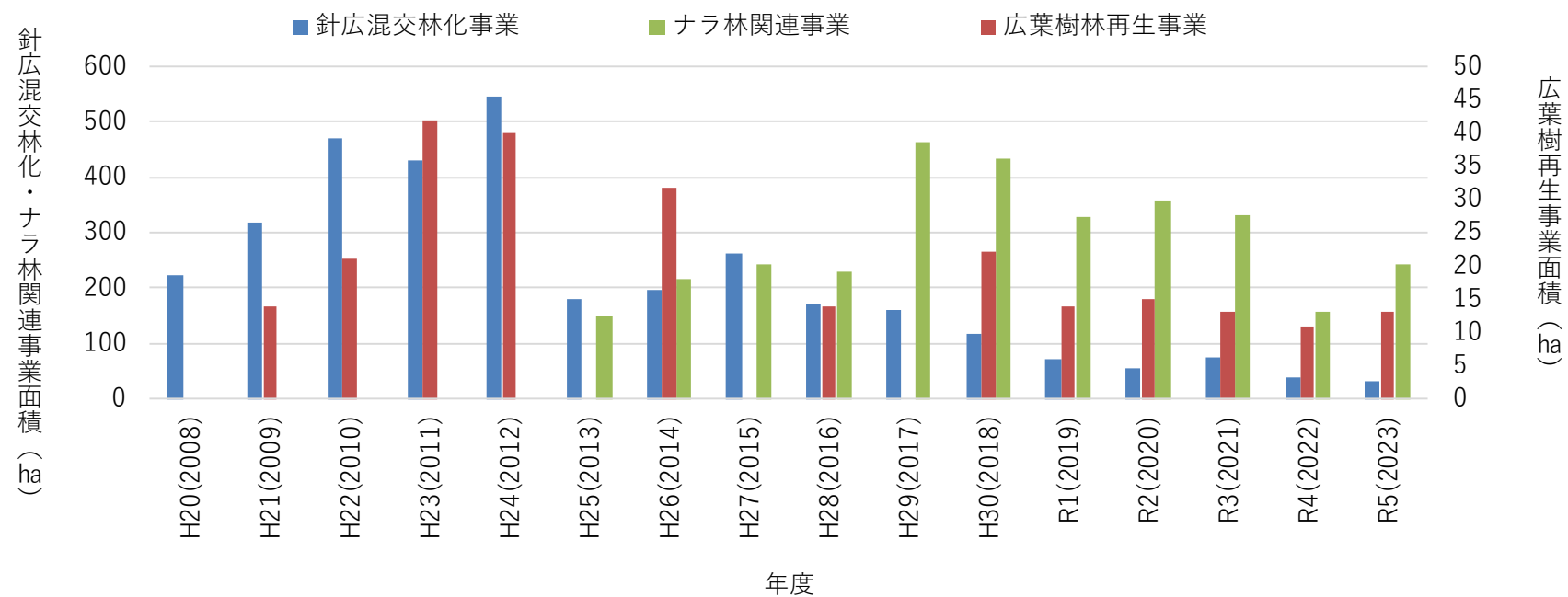


図4 森林整備の面積推移

ナラ林関連事業面積は「ナラ林等景観向上事業」及び「ナラ枯れ未然防止事業」の面積を合算したもの。

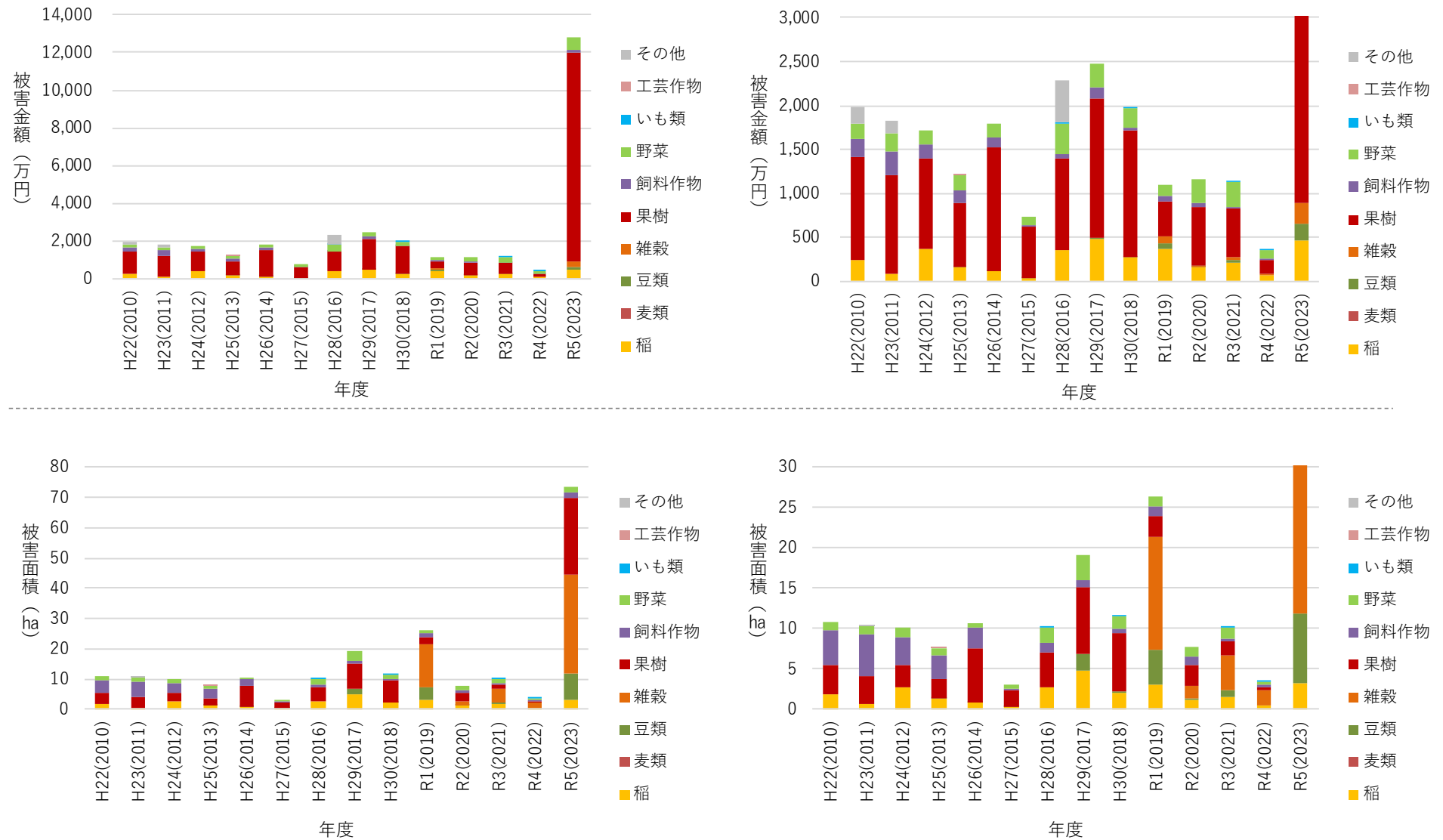


図5 ツキノワグマによる農作物被害状況

上段：被害金額（右は令和5年度を除き、例年の被害額レベルに縦軸を合わせて表示したもの）、下段：被害面積（〃）

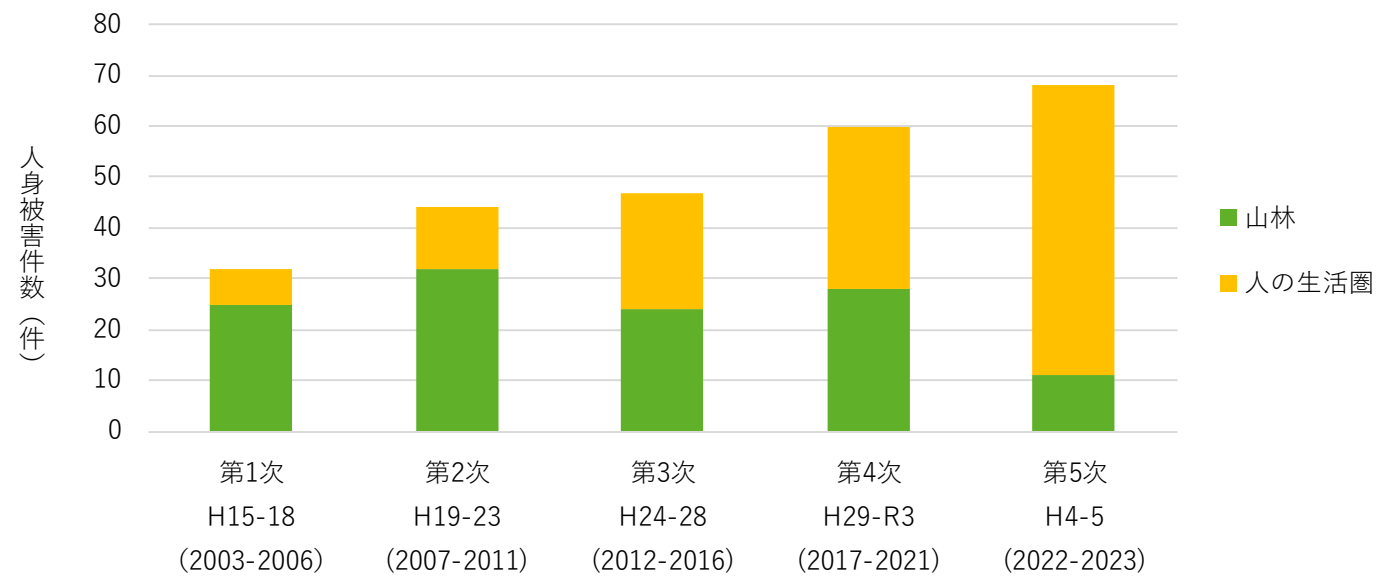


図6 ツキノワグマによる人身被害発生件数の推移（発生場所内訳）

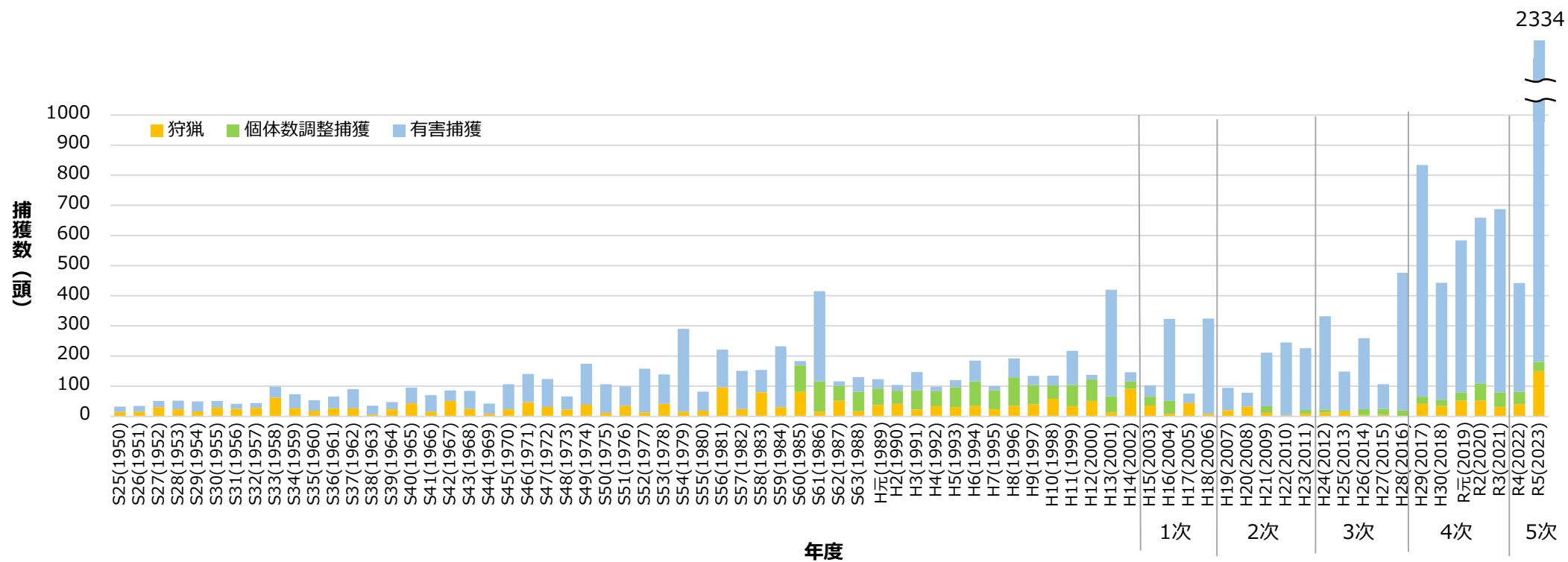


図7 ツキノワグマ捕獲数の推移

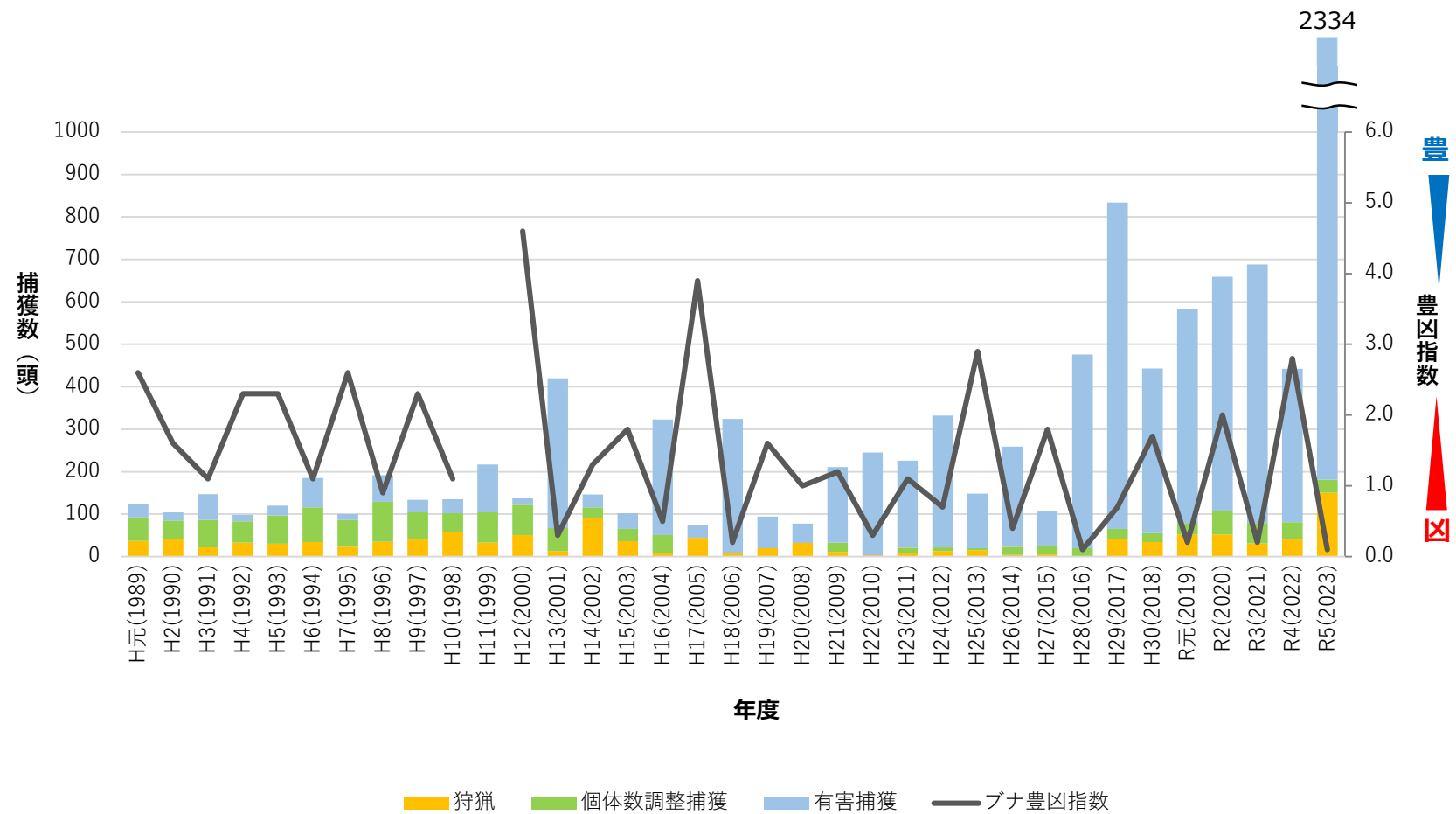


図8 ツキノワグマ捕獲数の推移と国有林におけるブナ堅果豊凶指数

豊凶指数は東北森林管理局の調査結果による。1.0 未満が大凶作、1.0 以上 2.0 未満が凶作、2.0 以上 3.5 未満が並作、3.5 以上が豊作。

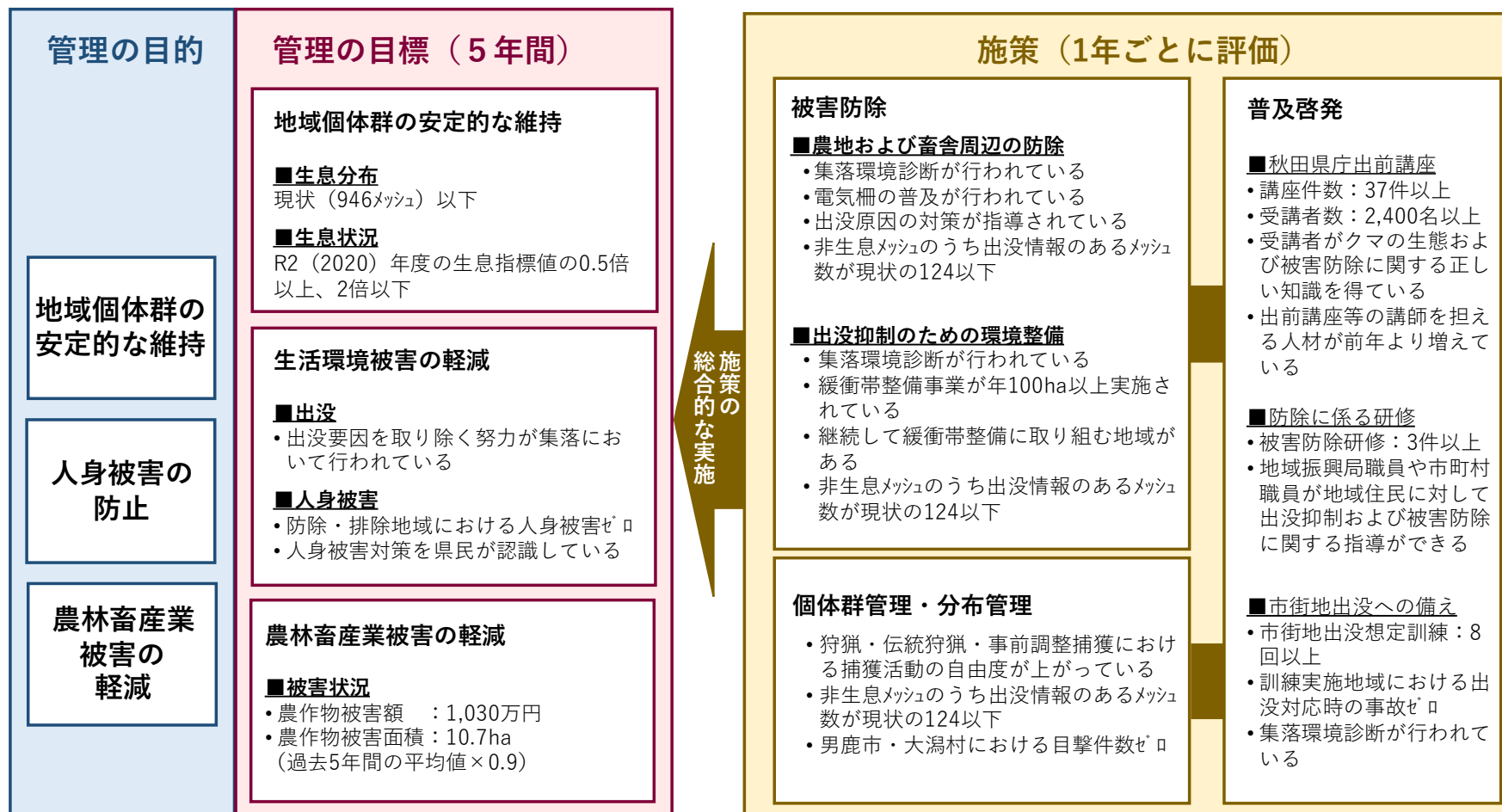


図9 ツキノワグマ管理の目標および施策、主な取組等

表1 ツキノワグマによる人身被害件数（件）

市町村	年度																														合計																
	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	
	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008		2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
鹿角市	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	2	0	2	0	0	0	0	0	1	1	1	1	2	0	0	1	3	12	3	1	3	1	2	2	10	54	
小坂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
北秋田市	4	0	0	1	0	1	1	0	0	1	1	2	1	0	0	2	1	1	0	0	2	1	3	1	0	1	0	1	0	1	0	2	1	0	0	0	1	0	4	2	2	1	2	1	12	54	
大館市	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	1	1	0	0	0	2	4	0	1	4	0	0	1	1	0	0	1	0	7	33	
上小阿仁村	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
能代市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	8
藤里町	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	10
三種町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
八峰町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	7
秋田市	1	1	1	0	1	3	0	3	0	1	1	1	1	1	0	4	3	5	0	0	3	0	1	1	0	2	0	2	1	0	1	2	3	0	1	1	0	1	2	1	1	1	3	0	11	65	
男鹿市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
潟上市	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	4
五城目町	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	2	17
八郎潟町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
井川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
大湯村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
由利本荘市	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	0	2	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	16
にかほ市	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	8	
仙北市	0	0	0	0	1	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	3	0	0	0	0	1	3	2	0	4	0	1	0	2	1	1	1	3	0	1	2	0	1	8	45	
大仙市	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	3	0	0	0	1	0	2	1	2	1	2	0	1	0	1	1	2	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	5	33	
美郷町	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
横手市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
湯沢市	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	2	16	
羽後町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	4		
東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	4		
合計	10	2	2	3	6	10	4	8	2	8	3	4	10	5	4	8	5	12	5	3	12	4	15	6	4	10	3	15	7	4	8	10	15	5	5	10	8	19	19	7	14	8	12	6	62	402	

表2 ツキノワグマによる人身被害者数（人）

市町村	年度																														合計																			
	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5				
	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008		2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023				
鹿角市	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	2	0	2	0	0	0	0	0	1	1	1	1	4	0	0	1	3	12	3	1	5	1	2	2	11	59				
小坂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
北秋田市	5	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1	1	2	1	0	0	2	1	1	0	0	2	1	3	1	0	1	0	1	0	2	1	0	0	0	1	0	4	2	2	1	2	1	15	58					
大館市	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	1	1	0	0	0	2	5	0	1	4	0	0	1	1	0	0	1	0	7	35				
上小阿仁村	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
能代市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
藤里町	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
三種町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
八峰町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	7			
秋田市	1	1	1	0	1	3	0	3	0	1	1	1	1	1	0	4	3	5	0	0	3	0	1	1	0	3	0	2	1	0	2	2	3	0	1	1	0	1	2	1	1	1	3	0	15	71				
男鹿市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
潟上市	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	4				
五城目町	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0	2	0	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	2	17			
八郎潟町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2			
井川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大潟村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
由利本荘市	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	0	2	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
にかほ市	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙北市	0	0	0	0	1	2	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	1	0	3	0	0	0	1	3	3	0	4	0	1	0	2	1	1	1	3	0	1	3	0	2	8	47				
大仙市	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	3	0	0	0	1	0	2	1	2	1	2	0	1	0	1	1	2	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	5	33				
美郷町	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横手市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湯沢市	2	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	2	17				
羽後町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	4					
東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	15	2	2	3	6	10	5	8	2	8	3	4	10	5	4	8	5	12	6	3	12	4	15	6	4	11	3	16	8	4	9	10	18	5	5	10	8	19	20	7	16	9	12	6	70	358				

表3 各ゾーンの定義および取組内容

		防除・排除地域（人の生活圏）	緩衝地帯		コア生息地
		・人が日常生活を送る地域（住宅地、農地など） ・男鹿市及び大潟村全域	防除・排除地域とコア生息地以外の地域		本来のクマの生息域
			管理強化ゾーン		
クマに対する態度		侵入を許さない	定着させない	高密度化を避ける	生息を担保する
人の行動	防除	・誘引物の適正管理 ・刈払い等による見通しの確保 ・クマの侵入ルートを遮断するための環境整備（河畔林の整備、電気柵設置など）	・クマを誘引する実のなる木の除去 ・緩衝帯整備		
	捕獲	侵入した個体の排除	春季捕獲における穴グマ及び親子の捕獲を可能とする ・防除・排除地域への出没抑制のための個体数や分布管理の手法に関する研究及び実践 ・隣接地域の出没状況により有害鳥獣捕獲を可能とする		・狩猟及び春季捕獲のみを行う ・有害鳥獣捕獲は原則として認めない（ただし、人を積極的に襲う危険度の高いクマは有害鳥獣捕獲により確実に排除する）
	生息環境整備			・針広混交林化事業 ・広葉樹林再生事業 ・ナラ枯れ対策事業	・鳥獣保護区の設定 ・針広混交林化事業 ・広葉樹林再生事業 ・ナラ枯れ対策事業

参考資料

- （資料1）ツキノワグマ被害対策支援センター概要
- （資料2）令和5年度におけるツキノワグマ目撃メッシュ
- （資料3）民有林における堅果類豊凶調査結果（シードトラップ調査）
- （資料4-1）民有林における堅果類豊凶調査結果（目視調査：～R4年度）
- （資料4-2）民有林における堅果類豊凶調査結果（目視調査：R5年度）

ツキノワグマ被害対策支援センター

秋田県におけるツキノワグマによる人身事故を未然に防ぐ！

- ・ ツキノワグマに関する相談に専門職員がワンストップで対応します！
- ・ 地域の被害対策にともに取り組みます！
- ・ 被害に遭わない行動様式の積極的な普及啓発を行います！

ホットラインを開設しています

休日・夜間を含み対応体制を整備しています。お困りの際はいつでもご相談ください。



センターが担う業務

- ✓ **被害対策に関する助言・指導**
市町村等からの相談に専門職員が**対応**し、被害対策への**助言**や**現地指導**を行います。
- ✓ **被害対策の担い手育成**
現地指導や**専門研修**等を通じて、地域における被害対策を担う**人材を育成**します。
- ✓ **対策の企画立案・普及**
被害の**分析**や**現場検証**等に基づき、被害対策の**企画・立案**と**普及啓発**を行います。

■ R5年度の実績

出没現場確認および対策指導39件、出前講座74件（約4,800名受講）、市街地出没対応想定訓練（8警察署9市町村）、人身事故検証など、県内各地でさまざまな活動を行いました。



▲出前講座



▼電気柵設置指導

出没想定訓練（▲机上 ▼実地）



▲人身事故検証 ▼出没対応支援

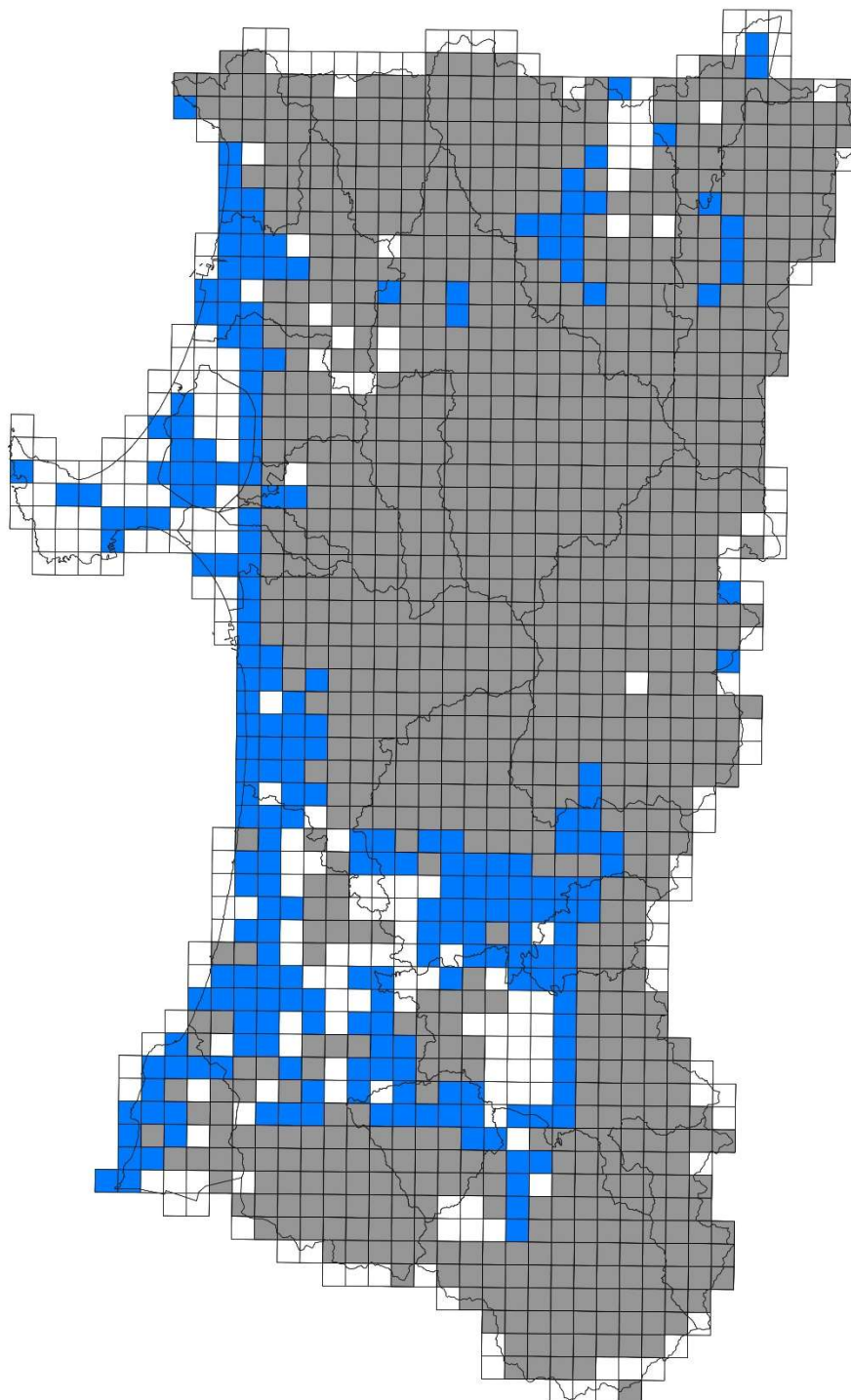


■設置場所：生活環境部自然保護課内

■センター体制：自然保護課職員10名（R6）

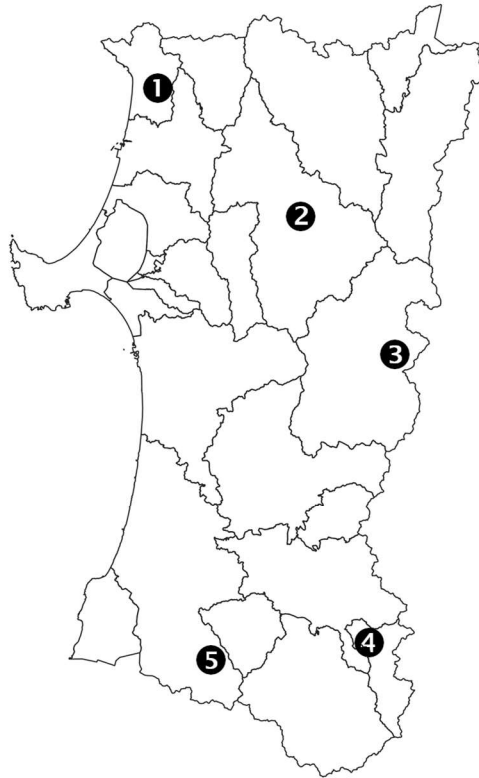
(資料2) 令和5年度におけるツキノワグマ目撃メッシュ

ツキノワグマ分布メッシュ（第1～6次）をグレーで、非分布メッシュのうち、令和5年度に目撃情報のあったメッシュを青で示す。



(資料3) 民有林における堅果類豊凶調査結果（シードトラップ調査）

林業研究研修センターによるブナ及びミズナラのシードトラップ調査結果を示す。



ブナ豊凶調査結果

地図 No	市町村	地域	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
①	八峰町	八森	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×
②	北秋田市	森吉山	—	—	—	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	△	×	×	△	×	○	×
③	仙北市	田沢湖	×	△	×	△	×	×	×	×	×	×	×	△	×	△	×	×	×	×	×	×	○	×
④	東成瀬村	桁倉	×	×	×	○	×	×	△	×	×	×	×	○	×	○	×	×	○	×	×	×	○	×
⑤	由利本荘市	鳥海笹子	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×	△	×	×	○	×	×	×	○	×

凡例：1m²あたりの健全種子落下数

○豊作 200個以上

△並作 50～199個

×凶作 49個以下

—調査なし

ミズナラ豊凶調査結果

地図 No	市町村	地域	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
①	八峰町	八森	×	○	×	○	△	○	△	○	○	×	△	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	／
②	北秋田市	森吉山	—	—	—	×	△	○	×	○	×	△	△	△	×	△	○	×	○	×	×	×	△	×
③	仙北市	田沢湖	○	○	○	×	○	△	△	○	○	×	○	×	○	△	○	×	○	△	○	×	○	×
④	東成瀬村	桁倉	—	—	○	×	×	△	△	○	×	△	△	×	△	△	○	×	○	×	×	／	／	／
⑤	由利本荘市	鳥海笹子	○	○	△	×	×	△	×	○	△	△	△	×	△	×	／	／	／	／	／	／	／	／

凡例：1m²あたりの健全種子落下数

○豊作 20個以上

△並作 5～19個

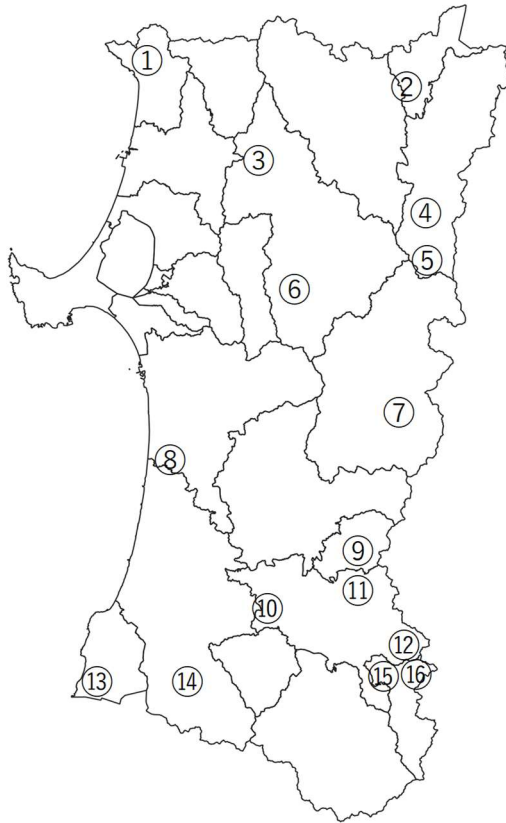
×凶作 5個未満

—調査なし

／ナラ枯れにより調査中止

(資料4-1) 民有林における堅果類豊凶調査結果(地域振興局による目視調査: ~R4年度)

各地域振興局によるブナ及びミズナラ、コナラの目視調査結果を示す(R4年度まで)。



凡例		結実状況*2			
		種子なし	わずかに種子つく	樹冠上部に多数の種子	樹冠全体に多数の種子
結実割合*1	ほとんどの木に結実なし	×			
	わずかな木のみ結実		×	×	△
	大径木を中心に約半数の木が結実		×	△	○
	ほとんどの木が結実		△	○	○

*1 調査木を含む林分を対象に判定

*2 調査木を対象に判定

ブナ結実状況調査結果

地図No	市町村	地区	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
①	八峰町	八森	×	×	○	×	○	×	-
⑤	鹿角市	八幡平	×	×	○	△	△	×	△
⑥	北秋田市	阿仁	-	×	△	-	△	×	○
⑦	仙北市	田沢湖	×	×	-	△	×	×	○
⑧	秋田市	下浜	×	-	×	×	×	×	○
⑨	美郷町	六郷	×	×	×	×	△	×	○
⑪	横手市	杉沢	×	×	△	×	-	×	○
⑫	横手市	山内	×	×	△	-	×	×	○
⑬	にかほ市	象潟町	×	×	×	×	×	×	○
⑭	由利本荘市	鳥海町	×	×	△	×	×	×	○
⑮	東成瀬村	岩井川	-	×	○	×	×	×	○

ミズナラ結実状況調査結果

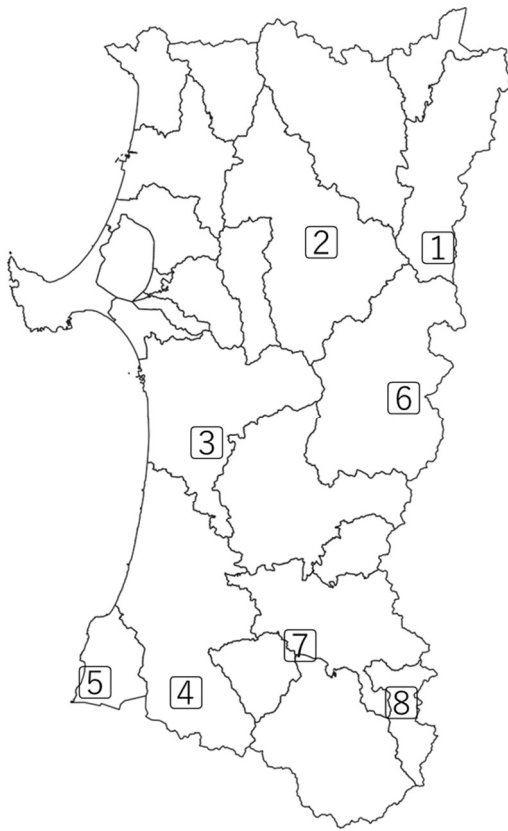
地図No	市町村	地区	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
②	小坂町	上向	△	×	○	○	○	△	△
⑦	仙北市	田沢湖	△	×	-	×	-	△	×
⑧	秋田市	下浜	-	-	×	-	×	×	×
⑬	にかほ市	象潟町	×	×	△	×	△	△	△
⑭	由利本荘市	鳥海町	×	×	△	×	△	△	△
⑯	東成瀬村	田子内	-	×	ナラ枯れ	-	-	-	-

コナラ結実状況調査結果

地図No	市町村	地区	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
③	北秋田市	合川町	-	×	×	-	×	×	○
④	鹿角市	八幡平	×	×	△	×	△	×	×
⑦	仙北市	田沢湖	-	-	×	-	-	-	-
⑧	秋田市	下浜	-	-	×	-	×	×	×
⑩	横手市	雄物川大沢	×	△	×	×	×	×	△
⑩	横手市	雄物川二ツ井山	×	△	○	×	×	×	×
⑯	東成瀬村	田子内	-	-	-	×	-	×	○

(資料4-2) 民有林における堅果類豊凶調査結果(林業研究研修センターによる目視調査: R5 年度～)

各地域振興局が実施してきた目視調査について、R5 年度に調査地の見直しを行った。令和5年度以降の目視調査は、次の調査地において林業研究研修センターが継続して行う。



ブナ結実状況調査結果

	市町村	地区	R5 (2023)
1	鹿角市	八幡平	×
2	北秋田市	森吉	×
4	由利本荘市	鳥海町	×
5	にかほ市	象潟町	×

ミズナラ結実状況調査結果

	市町村	地区	R5 (2023)
1	鹿角市	八幡平	×
3	秋田市	河辺	×
4	由利本荘市	鳥海町	×
5	にかほ市	象潟町	×
7	横手市	雄物川大沢	×
8	東成瀬村	椿川	×

コナラ結実状況調査結果

	市町村	地区	R5 (2023)
1	鹿角市	八幡平	×
3	秋田市	河辺	×
6	仙北市	田沢湖	×
7	横手市	雄物川大沢	×